

## 豊田市民間障がい者施設等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、民間障がい者施設等の運営に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、民間障がい者施設等の職員の処遇改善及び健全経営のほか、利用者の工賃向上等を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所、同条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所で、かつ、豊田市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例で定める本市の指定を受けた市内に所在する事業所(以下「指定障がい福祉サービス事業所」という。)を運営する法人(以下「指定障がい福祉サービス事業者」という。)とする。ただし、自治体、厚生事業団、福祉事業団及び社会福祉協議会が設置する指定障がい福祉サービス事業所を除く。

2 前項の規定にかかわらず、役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合及び市税の滞納がある場合は対象としない。

(補助対象事業及び交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、次に掲げる区分に応じた事業を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について交付する。

(1) 施設運営費

(2) 施設整備借入金償還費

2 補助対象経費及び交付額の算定方法は別表第1のとおりとし、同表の用途欄に記載のとおり使用しなければならない。

(端数処理)

第5条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付申請書(様式第1号)及び規則第4条に定める団体調書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、指定障がい福祉サービス事業所ごとに申請することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、交付決定後に補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定)

第9条 市長は、前条の変更交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日(その日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、金額確定通知書(様式第6号)により通知するものと

する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、別表第1中、看護師配置等補助については、補助事業者からの申出により概算払とすることができる。

2 前項の規定による概算払は、5月末日までに補助金額の2分の1を、10月末日までに10分の4を支払い、実績報告書に基づいて補助金の額を確定した後、残りを支払うものとする。

(補助の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業等に関する申請、報告、施行等に不正な行為があったとき。

(2) 第5条第2項に掲げる場合に該当するとき。

(3) その他、市長が補助することを不相当と認めたととき。

(委任)

第14条 この要綱の運用に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使途
(1) 施設運営費	<p>交付額の算定は要綱第2条に規定する「民間障がい者施設等」ごとに行い、交付額は次に掲げる項目の合計額とする。</p> <p>ただし、施設運営費の区分において、総額の上限を500万円とする。</p> <p>① 看護職員配置等補助（別添1） 医療行為を必要とする利用者がある民間障がい者施設等において、次の条件を満たす場合に、看護職員の人件費について補助する。ただし、あらかじめ市と協議し、補助対象と認められた事業者に限るものとし、上限は400万円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の常勤換算値が1.0を超えていること</li> </ul> <p>② 奨励事業補助 別添2に定める奨励事業を実施した際に、補助基準額に示す補助金を交付する（上限有り）。</p>	10/10 以内	施設運営に要する経費全般
(2) 施設整備借入金償還費	<p>施設整備のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金又は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の民間施設振興資金貸付金からの借入金で、別添3民間障がい者施設等運営費補助金（施設整備借入金償還費）基準に基づく借入金額に対する当該年度の償還に要する額以内の額とする。</p> <p>ただし、令和4年度に交付決定を受けたもののみを対象とする。</p>	<p>平成24年以降の着工施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改築 1/2以内</li> <li>・それ以外 1/3以内</li> </ul> <p>平成23年度以前着工施設 1/2以内</p>	左記に定める借入金の償還

別添 1

看護職員配置等加算

<条件>

- ・医療行為が必要な利用者と契約を結んでおり、当該施設等でのサービス利用が見込まれること
- ・市との協議において、補助対象事業として認められていること
- ・看護職員の常勤換算値が 1.0 を超えていること
- ・人件費は、給与（給料＋賞与）、健康保険事業主負担、厚生年金事業主負担、雇用保険事業主負担を計上すること。

なお、諸手当は含まないこと。

- ・年度の途中で看護職員常勤換算値が変更した場合は、期間毎に該当する常勤換算値ごとによる計算を行い、その合計額と補助基準額 400 万円を比較して低い方の額を補助額とする。

<計算方法>

ア) 看護職員配置加算

看護職員常勤換算値－補助基準値＝超過看護職員常勤換算値…①

$$\text{①} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費の一番低い} \\ \text{看護職員の時間単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{就業規則による年間延べ勤務時間} \\ \hline \end{array} = \text{積算補助額}\dots\text{②}$$

※看護職員常勤換算値：当該施設に配置している看護職員の常勤換算値

※補助基準値：以下の表のとおりとする。

看護職員常勤換算値	補助基準値
1.0以上2.0未満の場合	1.0
2.0以上3.0未満の場合	2.0
3.0以上4.0未満の場合	3.0
4.0以上5.0未満の場合	4.0
5.0以上の場合	5.0

イ) 医療的ケア加算

医療的ケアの必要な利用者の延べ利用日数×加算単価…③

区分	加算単価
利用定員が 20 人以下	280 円
利用定員が 21 人以上 40 人以下	190 円
利用定員が 41 人以上 60 人以下	110 円
利用定員が 61 人以上 80 人以下	80 円
利用定員が 81 人以上	60 円

加算の対象（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号 第 5 号の 2 に定める者）

(1) レスピレーター管理	(7) IVH
(2) 気管内挿管、気管切開	(8) 経管（経鼻・胃ろうを含む。）
(3) 鼻咽頭エアウェイ	(9) 腸ろう・腸管栄養
(4) O <sub>2</sub> 吸入又は spO <sub>2</sub> 90 パーセント以下の状態が 10 パーセント以上	(10) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
(5) 6 回／日以上の頻回の吸引	(11) 継続する透析（腹膜灌流を含む）
(6) ネプライザー 6 回／日以上又は継続使用	(12) 定期導尿 3 回／日以上
	(13) 人工肛門

- ・②と③の合計と補助基準額 400 万円を比較して低い方の額を補助額とする

## 奨励事業補助項目

事業	基準	補助基準額
利用者の積極的な受入 (年度単位での実施)	豊田市支給決定者の年間利用延べ日数が平成26年度以降の最高値と比較して5%以上増加、又は新規開設の場合同利用割合が延べ定員数の8割以上	利用定員×1万円 (上限100万円)
工賃向上への取組み (就労継続支援B型事業所のみ)	利用者1人あたりの月額平均工賃が前年と比べて10%以上増加	20万円

## 別添3

### 民間障がい者施設等運営費補助金(施設整備借入金償還費)基準

施設整備借入金償還費の範囲は、要綱に規定する施設経営者が、県(国)、市町村、公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及びその他前記と同等と認められる機関から受ける補助金を主な財源として、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)」の補助対象となり得る内容で、市長が認めた整備を行う費用であって、次に掲げるものとする。

#### 1 補助対象とする返済金

次の(1)及び(2)に係る返済金を補助対象とする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)からの借入金の元金及び利息
- (2) 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う民間社会福祉施設振興資金貸付金(以下「振興資金貸付金」という。)からの借入金元金並びに手数料又は利息

#### 2 補助対象借入金の限度額

##### (1) 限度額の算定方法

次のア、イ、ウ及びエにより算定した合計額を、補助対象借入金の限度額とする。

##### ア 建築工事

本体工事、冷暖房設備工事、浄化槽設備工事、エレベーター設備工事、スプリンクラー設備工事

$$[\text{機構基準事業費} \{ \text{機構基準単価} \times \text{利用人数} (\text{施設数}) \} - \{ \text{敷地造成工事实費} + \text{さく井工事实費} \} - \text{補助金等特定収入}] \times 0.8$$

##### イ 大型設備等工事

介護用リフト等大型設備工事

$$(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入}) \times 0.8$$

##### ウ 設計管理費

ア、イにより算出した額の合計額の5%以内の額とする。

##### エ 設備整備

$$(\text{機構基準事業費} - \text{補助金等特定収入}) \times 0.8$$

##### (2) 補助金等特定収入の取扱い

(1)に定める補助金等特定収入とは、県(国)、市町村並びに公益財団法人JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助金等をいう。